

# 管更生技士認定規程

## 第1章 総 則

### 第1条 目的

この規程は、管更生工事に関する諸業務について技術者の資格を定め、もって管更生技術の質の向上に寄与し、工法の社会的信用を高めることを目的とする。

### 第2条 定義

この規程でいう1級管更生技士又は2級管更生技士（以下「技士」という）とは、前条の目的達成のために、日本管更生工業会（以下「工業会」という）が別に定める資格認定試験に合格した者をいう。

### 第3条 任務

- 1) 技士は、その学識と経験に基づき諸業務を硬実かつ適正に行うものとする。
- 2) 1級管更生技士は、診断、計画、施工、検査等、管更生工事に関する全般の業務を行うものとする。
- 3) 2級管更生技士は、施工に関する全般の業務を行うものとする。

### 第4条 認定証

- 1) 工業会が行う技士の資格認定試験に合格した者は、理事長が認定証を交付する。
- 2) 認定証の有効期間は5年間とし、所定の更新手続きを行うことにより、認定証を更新するものとする。

### 第5条 技士名簿

技士認定名簿を工業会に備えるものとする。

## 第2章 資格認定試験

### 第6条 資格認定試験の内容と実施

1) 技士の資格認定試験（以下「認定試験」という）は、第3条の任務を遂行する上に必要な知識、技能について1級・2級毎に以下に基づいて実施する。

2) 1級管更生技士の研修及び認定試験は、次の項目について、工業会において統一して実施する。

診断、検査に関する器具を含む専門知識。

流体力学、配管設備に関する専門知識。

水道法、JWWA規格、その他関係法令に関する知識。

施工計画、施工管理、品質管理に関する専門知識。

安全衛生、防災に関する知識。

エポキシ樹脂塗料に関する専門的知識。

管更生工法全般に関する知識。

その他、必要な知識と事項。

（注）必要と認められる場合は、面接して口頭試問を行う。

3) 2級管更生技士の研修及び認定試験は、次の項目について実施する。

診断、検査に関する基礎知識。

流体力学、給排水に関する基礎知識。

品質管理に関する知識。

安全衛生、防災に関する知識。

自工法に関する専門的知識。

エポキシ樹脂塗料に関する専門的知識。

その他、必要な知識と事項。

但し、については工法毎に実施し、その他は工業会において統一して実施する。

4) 認定試験の実施は、工業会管更生技士認定委員会（以下「認定委員会」という）が行い、年1回をめどとする。

## 第7条 受験資格

認定試験の受験資格は、次によるものとする。

- 1) 建設業法による建設業（管工事）の許可を受けた本工業会の会員会社に所属していること。  
但し、研修会の受講のみの場合は、この限りではない。
- 2) 認定試験の受験資格は、学歴または資格区分毎に、次に定める実務経験年数を満たした者。
- 3) 各工法団体において会員に対する技術指導、講師等の経験者であって所属団体から推薦された者。

### 受験に必要な実務経験年数

技士級別	学歴 または 資格区分	管更生施工の実務経験年数
1 級技士	大学卒業後	3 年以上
	短大・高専卒業後	5 年以上
	2 級管更生技士合格者	2 級合格後 3 年以上
	1 級管工事施工技士取得者	1 年以上
	2 級管工事施工技士取得者	2 年以上
2 級技士	大学卒業後	1 年以上
	短大・高専卒業後	2 年以上
	高等学校卒業後	2 年以上
	その他の者	3 年以上

## 第8条 技士資格の有効期間と更新

- 1) 技士資格の有効期間は5年間とする。  
但し、所定の更新手続を行うことによって、その時点からさらに5年間延長されるものとする。
- 2) 管更生技士認定資格者にあつて、工業会会員間で異動があつた場合は、所定の変更手続を取りことによって、現在所属する会員各社に変更することができるものとする。

### 第3章 認定委員会

#### 第9条 委員会の任務

認定委員会は、第2章の認定試験を行い合否を決定する。

#### 第10条 委員会の組織

委員会は、委員長および委員10人以内を以って組織し、委員長および委員は、学識経験者から理事会の議を経て理事長が委嘱する。

但し、委員の半数以上は技士とする。

#### 第11条 委員長

1) 委員長は、会務を総理する。

2) 委員長が事故あるときは、委員の内から予め互選された者が、その任務を代理する。

#### 第12条 委員長および委員の任期

委員長および委員の任期は、2ヶ年とする。

但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期とする。

委員長および委員は、留任・再任することができる。

#### 第13条 不正行為の禁止

委員その他、認定試験の業務に従事する者は、その業務を行うにあたって、厳正を保持し、不正な行為があってはならない。

#### 第14条 議決等

1) 受験資格の認定および認定試験の合否を議する場合の認定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2) 認定委員会の議決には、出席者の5分の4以上の賛成がなければならない。

3) 認定委員会は、試験の実務に関して試験実施方法の内規を別に定める。

4) 認定委員会は、試験の実施のために、試験員を委嘱することができる。

#### 第 4 章 認定試験の実務その他

第 15 条 認定試験の申し込み、試験の実施方法、受験料および認定料については、理事会の承認を得て「技士認定細則」に定める。

第 16 条 本規程は平成 14 年 2 月 19 日より施行する。

第 17 条 本規程の改定は、理事会の承認を得るものとする。

## 技士認定細則

### 1. 認定試験等の通知

技士認定のための研修会、認定試験および所定の更新手続きに関する事項は、開催日の約2.5ヶ月前に工業会から発表する。

### 2. 認定試験の申し込み

認定試験を受けようとする者は、認定委員会の定める書類に、資格・経歴の証明を受け、受験料を添えて、規定の日までに工業会に申し込まなければならない。

### 3. 認定試験の免除

次の場合は、技士認定規程施行後5年間に限り、技士の認定試験を免除して、資格を付与することができる。

- 1) 工業会が主催する研修会において、講師等で会員の技術指導の役務をした者。  
但し、会員会社に所属していること。
- 2) 各工法団体および工法開発会社が実質的に認めている管理、施工技術の実力があり、前項に準ずる者。
- 3) この場合の申請は、各工法団体の推薦並びに所属企業代表者の職歴証明書を添えて、認定委員会に提出するものとする。
- 4) 認定委員会から無試験で資格を付与された者は、工業会の主催する研修会等における講師等の要請に応じなければならない。

### 4. 受験料・認定料および更新料

- 1) 受験並びに所定の更新手続きをして資格の認定を受ける者は、受験料・認定料および更新料を納付しなければならない。
- 2) 受験料・認定料および更新料については、別に定める。

以上